官民地境界明示　原本証明申請について

　原本証明をしようとする者は原本証明申請書と必要な書類を添えて

正1部を当課へ提出してください。

※原本証明を申請できる者は、次の者のみです。

確定地番の土地所有者

確定地番の隣接土地所有者

確定地番の対側土地所有者

※登記簿上の住所と現住所が異なる場合は、住民票の写し等を添付してください。

【添付書類】

1. 位置図

　・目的地がわかる大きさのもの

2. 公図等法務局備え付け地図の写し

　・調査した法務局名、転写年月日、転写者資格氏名を記入し、押印してください。

　・着色箇所は、同様に着色してください。

　・合成が必要な場合は、合成図を作成してください。

3. 土地登記事項証明書（3カ月以内のもの）

4. 委任状

　・代理人の場合

5. その他町長が必要と認めた書類

※書類が不足している場合は、受付できません。
※提出後、15日前後での交付になります。